

一般競争入札の実施について

岐阜市東部クリーンセンター余剰電力の容量価値売却を、下記のとおり一般競争入札に付しますので、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）第19条の規定により公告します。

令和5年12月19日

岐阜市長 柴橋正直

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度分（2026年度分）岐阜市東部クリーンセンター余剰電力の容量価値売却
- (2) 履行場所 岐阜市芥見6丁目368番地 岐阜市東部クリーンセンター
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 売却期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 概要 別紙仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格及び条件

本件一般競争入札に参加できるのは、次に掲げる条件を満たしている者とする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の受付期間の最終日から本契約の締結日までの間に岐阜市競争入札参加資格の要件を欠くことがないこと。
- (2) 岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定による資格停止を公告の日から開札の日までの間に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (4) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始決定を受け、復権を得てい

ない者でないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされた者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。

(8) 民事更生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされた者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

(9) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とはみなさない。

① 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法の規定による更正手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法の規定による再生手続が係属中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①及び②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(10) 下記について未納の徴収金がないこと。

① 本店（委任する場合は受任先となる支店若しくは営業所等）の所在地の市町村税等

② 消費税及び地方消費税

(11) 令和8年度（2026年度）の容量市場において、電力広域的運営推進機関と直接契約があること。

3 現場説明の有無

無

4 入札保証金

岐阜市契約規則第3条第1項ただし書きの規定により免除とする。

5 契約保証金

- (1) 落札者は、売買契約を締結するに当たり、岐阜市契約規則第11条に定めるところにより契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が、次に掲げる事項に該当する場合は、契約保証金の全部を免除するものとする。
 - ① 落札者が保険会社との間に岐阜市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 過去2年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

6 申請書等の提出場所及び連絡先（担当部局）

- (1) 部 局 名 称 環境部 東部クリーンセンター
- (2) 電 話 番 号 (058) 243-1151
F A X 番 号 (058) 244-0074
- (3) メールアドレス t-clean@city.gifu.gifu.jp
- (4) 住 所 〒501-3134 岐阜市芥見6丁目368番地
岐阜市東部クリーンセンター

7 入札参加資格の審査

- (1) 入札参加資格確認申請書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和6年1月15日（月）までに電話又は書面で通知する。なお、入札参加資格を認めない申請者には理由を付した書面で通知する。
 - ① 申請書提出期間 令和5年12月19日（火）から令和6年1月9日（火）まで
 - ② 申請書提出場所 6の担当部局
 - ③ 申請書提出方法 持参又は郵送による（F A X又は電子メールでは受け付けない）。
 - ④ 申請書提出時間 午前9時から午後5時までとする。
郵送の場合、令和6年1月9日午後4時までまでに必着のこと。

- (2) 入札参加資格確認申請書の写し（受付印の押印があるもの）を入札参加資格証明書とする。入札参加資格確認申請書の交付を受けた者が入札会場に入場するときは、これを職員に提示すること。

8 質疑応答

- (1) 本件一般競争入札に関し質疑がある者は、次に掲げる要領で提出することができる。
- ① 提出期間 令和5年12月19日（火）から令和6年1月9日（火）まで
 - ② 提出場所 6の担当部局
 - ③ 提出方法 提出場所への持参又は電子メールにより提出するものとする。
ただし、提出先へ質問書発送の電話連絡を行うこと。
 - ④ 提出時間 午前9時から午後5時までとする。
- (2) 質疑に対する回答は、入札参加資格確認申請書の写し（受付印の押印があるもの）を交付した者に対して、令和6年1月15日（月）までにFAX又は電子メールにより行うものとする。

9 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年1月22日（月） 午後2時から
- (2) 場所 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所本庁舎12階 12-1会議室

10 入札方法

- (1) 入札参加者が代理人に入札させるときは、委任状を提出しなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、提出しなければならない。
- (3) 入札は、入札日に入札書等を持参し投函するか、入札書等を郵送する方法（以下「郵便入札」という。）により行うものとする。
- ① 入札者は、入札書等を封筒に入れ密封の上、封皮に入札参加者名を記入し、提出すること。
 - ② 郵便入札は、書留郵便によらなければならない。この書留郵便は、二重封筒とし、入札書等を中封筒に入れ密封の上、中封筒の封皮に入札参加者名を記入し、外封筒の封皮には、「入札書在中」と朱書きすること。また、入札参加資格確認申請書の写し（受付印の押印があるもの）を同封すること。
 - ③ 郵便入札により入札を行う場合は、令和6年1月19日（金）午後4時まで（必着）に6の担当部局宛てに郵送すること。
- (4) 入札書の記載方法

- ① 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ② 入札書に記載する金額は、入札者が見積もった契約容量に容量単価を乗じて算出した総額により行うものとする。
- ③ 入札書には、入札金額の算出内容が確認できるように内訳を記載すること。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正し、又は改ざんした入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 金額、名称その他入札に必要な要件を欠く入札又は確認し難い入札
- (7) 法令等に反する不正行為があると認められる入札
- (8) 再度入札において、前回の最高価格を上回らない入札
- (9) 同一事項に対し、2つ以上出された入札
- (10) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

12 入札又は開札の中止による損害

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札参加者の負担とする。

13 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、最高の金額をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 開札をした結果、予定価格以上の価格での入札がない場合、再度入札を行う。
ただし、再度入札は1回とする。郵送により入札書を提出する参加者は、再度入札用の入札書のみを中封筒に入れ密封の上、中封筒の封皮に入札参加者名と「再度入札用」を明示し、1回目の入札書が入った中封筒とともに外封筒に同封すること。
なお、再度入札用の入札書が同封されていない場合は、再度入札に参加することはできない。

14 その他

- (1) F A X又は電子メールによる入札書の提出は、認めない。
- (2) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。
- (3) 入札書は、別に定める様式を使用するものとする。
- (4) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 本件入札に関し、定めがない事項は、関係法令、岐阜市契約規則その他関係書類の定めるところによる。
- (6) 落札者は、消費税及び地方消費税の免税事業者である場合は、その旨届出を行わなければならない。
- (7) 入札結果（入札参加者名及び入札価格）は、原則、入札執行日の2日後（岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）に規定する本市の休日を除く。）に市のホームページで公表する。
- (8) 入札会場に移動通信端末等の通信機器を持ち込まないこと。
- (9) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。